

全国消団連創立50周年、消費者運動の新たな発展をめざして

架空請求や振り込め詐欺など犯罪による消費者被害が増大し、悪質な勧誘や販売なども横行しています。企業の社会的責任が大きく問われる時代になりました。契約をめぐるトラブル増加の中、消費者団体訴訟制度が大きな力を発揮すると考えられ、消費者契約法制定時より多くの消費者団体からその実現が望まれていました。

04年9月、全国消団連では弁護士・司法書士・相談員など専門家も交えて検討した「消費者団体訴訟制度・要綱試案」を提言するとともに、国民生活審議会の論議への参加、内閣府との意見交換会、意見書やパブリックコメント提出、適格消費者団体をめざす各地の団体との共催による国会集会の開催などを行ってきました。また、会員団体の中から、消費者団体訴訟制度を担う団体づくりの動きも生まれました。

06年5月「消費者契約法の一部を改正する法律」として、消費者団体からの要望の多くが盛り込まれた消費者団体訴訟制度が実現しました。この制度の担い手（適格消費者団体）として、すでに消費者団体の中で、適格消費者団体をめざす準備がすすんでいます。今後、各地での適格消費者団体づくりの支援や交流をすすめ、ネットワークが広がっていくことが求められています。

全国消団連のあゆみ

- 1月 米国・カナダの査察結果報告とリスク管理機関との意見交換会
- 2月 シンポジウム「ユビキタスで食品のトレーサビリティはどうなる!？」
- 3月 学習会「外食でも知りたい!メニューの中の素材の出どころ」
クレジットトラブル学習会「クレジット被害と割賦販売法改正に向けて」
- 4月 「消費者団体訴訟制度の今国会での導入をめざす国会集会」
- 5月 講演会「経済産業省の消費者政策と消費者団体への期待」
- 6月 PLオンブズ会議報告会「リコール制度の強化と安全情報の有効活用」
米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会

社会の動き

- 1月 米国産牛肉、危険部位混入で再び輸入停止
グレーゾーン金利無効判決
- 日弁連消費者問題対策委員会20周年記念シンポジウム
- 5月 消費者団体訴訟制度（消費者契約法の一部を改正する法律）成立
食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度施行
- 6月 金融商品取引法公布
- 7月 米国産牛肉輸入再開決定

消費者団体訴訟制度実現に向けての取り組み

COLUMN



特定非営利活動法人
消費者機構日本
理事・事務局長 磯辺浩一

消費者団体は、1973年の主婦連「ジユース訴訟」や1974年の「灯油裁判」といった経験をする中で、消費者団体に原告適格を認めるよう求めてきた。

2000年の消費者契約法制定時には、同法の実効性確保策として消費者団体訴訟制度の実現を要求した。このとき国会審議では、同制度について司法制度改革審議会の検討に委ねるとした。

そして、2001年6月の同審議会意見書では、団体訴権について「個別の实体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべき」とまとめられた。このような経緯があって、消費者政策において、消費者団体訴訟制度の検討が正面から取り上げられ、制度化に至った。

この間、契約・解約に関する消費者相談は急増している。この被害の拡大を防止するために、一定の消費者団体に差し止め請求権を認める消費者団体訴訟制度が、成立を見た。まずは、この制度をしっかりと活用し同制度と適格消費者団体への社会的信頼を広げていくことが必要である。いよいよ、消費者団体側の力が試される段階である。団体同士や専門家との連携強化と、同制度の公益性への理解に基づく、幅広い層からの適格消費者団体への支援をつくりあげていきたい。

用語解説

消費者団体訴訟制度

消費者全体の利益擁護のため、一定の消費者団体に、事業者の不当な行為に対して差し止めを求める権利を認めるものです。消費者契約法に照らして不当な契約条項の使用ならびに不当な勧誘行為が、差し止めの対象です。2007年6月に施行となります。

この制度は、消費者被害の拡大防止・未然防止をはかるとともに、不当な約款の使用や悪質な勧誘行為をやめさせることを通じて、公正な市場の形成に資することができます。

*消費者団体訴訟制度にもとづいた差止請求権を行使できるのは、一定の要件を満たしている内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。この認定を受けた消費者団体を「適格消費者団体」といいます。



勝訴

